

今後の検討委員会の進め方

林野庁
令和6年12月

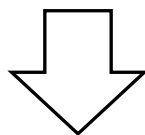
今後の検討委員会の進め方

- 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防備機能等の多面的機能の発揮と森林の管理水準の関係についての科学的な知見や、特例措置活用に係る留意事項等は一定整理。
- 一方、ケーススタディを重ねる中で、森林経営管理制度以外の手法による対応の方が適していると考えられる所有者不明森林の事例も見られるように。

1. 森林経営管理法における所有者不明森林等の特例措置活用に係る留意事項については、ガイドラインにて一定整理。

2. ケーススタディを積み重ねる中で、森林経営管理制度以外の手法による対応の方が適していると考えられる所有者不明森林の事例も見られるように。

3. モデル事業、法改正の動き



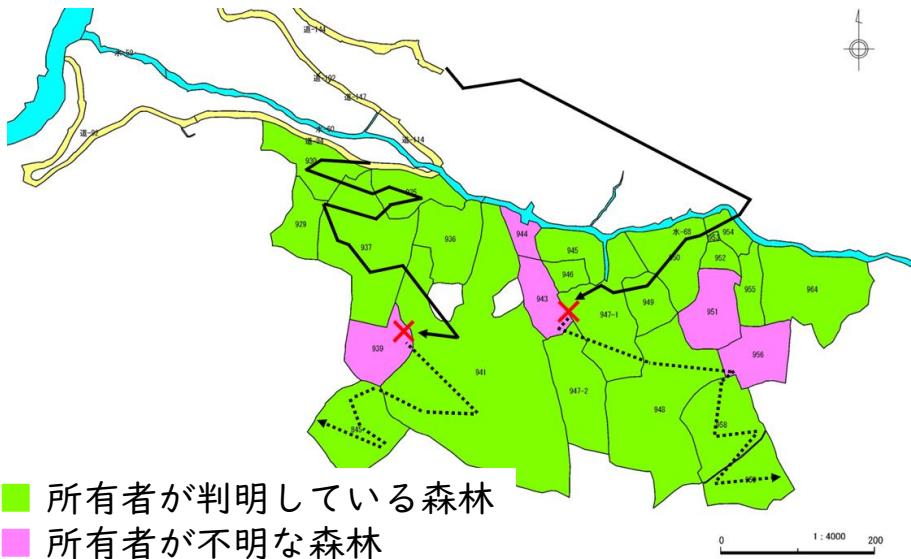
森林の面的な集約化に向けて、森林経営管理法以外の法制度も含めた、各種法制度の活用が必要になるのではないか

森林経営管理制度以外の手法が適していると考えられる事例

- 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防備機能等の多面的機能の発揮と森林の管理水準の関係についての科学的な知見や、特例措置活用に係る留意事項等は一定整理。
- 一方、ケーススタディを重ねる中で、森林経営管理制度以外の手法による対応の方が適していると考えられる所有者不明森林の事例も見られるように。

① 愛媛県久万高原町の事例

- 作業道の開設のみ
森林法（第50条、51条）に基づく使用権の設定が適当ではないか。

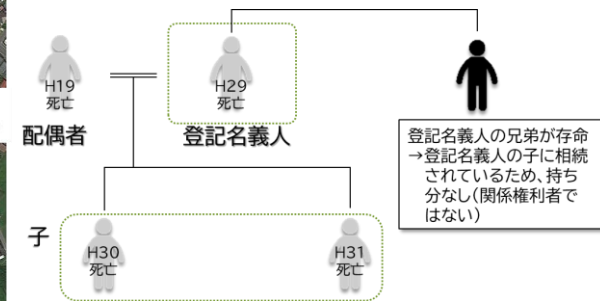


② 青森県三戸町の事例

- 所有者不存在の森林
相続財産清算人や所有者不明土地管理人制度の活用が可能ではないか



<対象森林空中写真>





<相続関係説明図>

その他法制度の活用（例）



- 森林経営管理法以外にも、共有者の一部が不明であっても、共有者自らで森林整備を進めることができる仕組みあり。
- 令和5年4月1日から、改正民法により、共有者の一部が不明な場合であっても、裁判所の関与により、共有者自らで整備を実施できる新たな仕組みが導入。

(1) 行政機関による手続のみで対応可能な制度 (2) 司法機関の関与が必要な制度



① 共有者不確知森林制度

  不明共有者の立木持分を取得、土地所有権の設定

② 認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例 (地方自治法260条の38)



  集落有林で関係権利者が多数に及ぶ森林の権利関係を整理

③ 入会林野近代化法の活用



  入会林で関係権利者が多数に及ぶ森林の権利関係を整理

改正民法(令和5年4月1日施行)に基づく措置



① 共有持分の取得(改正民法262条の2)

  共有状態を解消して森林整備

② 不明共有者を除いた合意形成(改正民法251条, 252条)

  確知した所有者のみで保育間伐を実施

③ 所有者不明土地管理制度(改正民法264条の2~8)

  所有者不明の隣接地との境界確定等を実施

まとめ方の例

- 森林の集約化に向けて、森林経営管理制度を含めた、各種法制度の活用による所有者不明森林対策について、以下のように整理することを目指す。

1. ガイドラインの記載拡充

(1)行政機関による手続のみで対応可能な制度

①共有者不確知森林制度(森林法)

ア 活用が想定されるケース

- 共有となっている森林の所有者が、自ら立木の伐採・販売を行いたい、共有者の一部が不明となっていて、全員の同意が得られないため、伐採・販売を行うことができない。

イ 制度の概要

- 「共有者不確知森林制度」は、森林法第10条の12の2～8に基づき、共有者自らが立木の伐採等を行うおとす場合に、所有者の一部が特定できなくても、又は所在不明で共有者全員の同意が得られなくても、伐採や造林を可能にする制度です。
- 市町村長による公告と都道府県知事の裁定により、不確知共有者の立木持分を確知共有者に移転するとともに、土地の使用権を設定することで、共有林における立木の伐採と伐採後の造林が可能となります。

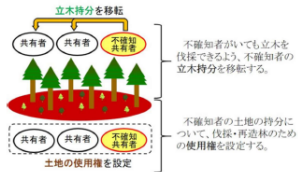


図 37 共有者不確知森林制度の概要

ウ 手続きの流れ

(ア) 共有者が不確知である旨の公告の申請

「立木の伐採及び伐採後の造林を行う共有者」が市町村に、共有者不確知森林に係る公告の申請書と添付書類(登記事項証明書、不確知共有者の所在の確認等の結果を記した書面等)を提出。

(イ) 市町村長による公告

6 か月の公告を実施。

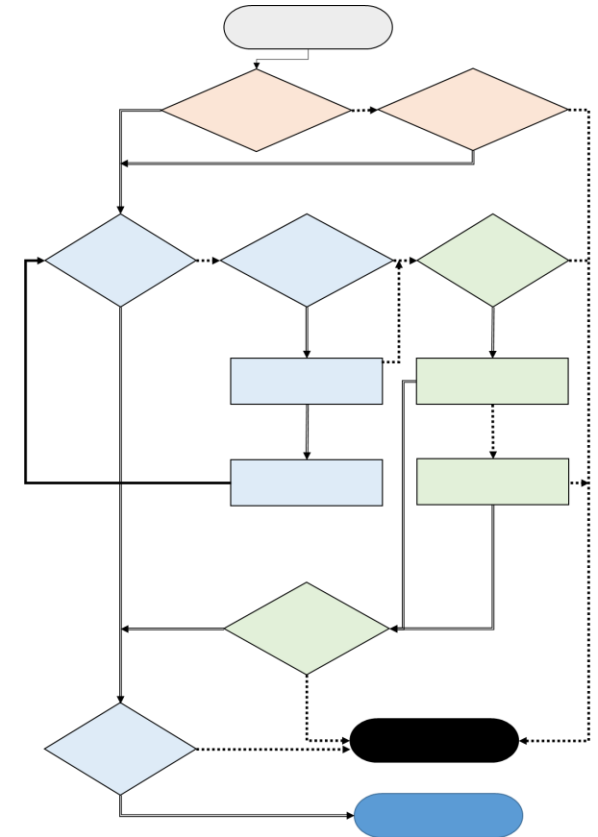
(ウ) 裁定の申請

公告期間中、不確知共有者から異議申出がなかった場合、市町村長から公告結

2. ○×表

制度の名称	パターン A	パターン B	パターン C
森林経営管理制度	○	×	—
一法	△	◎	×
一制度	○	○	△
一制度	×	×	△

3. フローチャート



検討委員会のスケジュール案

- 令和6～8年度にかけて、以下のスケジュール感で検討を想定

令和6年度

- ・ 森林の集約化に向けた各種法制度の活用に係る論点・注意事項の提示
- ・ モデル事業の紹介
- ・ 探索等工程調査実施箇所のカーススタディ

令和7年度

- ・ モデル事業実施箇所のカーススタディ
- ・ 森林の集約化に向けた各種法制度の活用に係る論点の絞り込み

令和8年度

- ・ 森林の集約化に向けた各種法制度の活用に係る論点の整理
- ・ ガイドライン（案）作成
- ・ ガイドライン公表

本日の検討委員会でご議論いただきたい事項

森林の集約化に向けた、各種法制度の活用における論点・注意事項を検討するにあたり、以下の2点について、ご議論等いただきたい。

- 各種法制度の活用事例・携わった案件
 - ・ 所有者不明森林（土地）について、実際に携わった案件があるか。
 - ・ その際に鍵となった論点は何か。
- 各種法制度の活用にあたって考慮すべき要素
 - ・ 当該森林の状況（人工林・天然林、施業履歴、災害発生の可能性）
 - ・ 当該森林の権利関係（個人所有、共有、その他契約等の有無）
 - ・ 実施しようとする経営管理の内容（間伐、主伐・再造林）